

第6回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会

議 事 概 要

平成30年12月5日(水)

14:00 ～ 16:00

群馬県トラック総合会館2階小研修室

1. 開会及び資料確認

～ 小島専務 ～

定刻となりましたので、只今より、「第6回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会」を開催いたします。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人群馬県タクシー協会の専務理事を務めております、小島でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、代理出席を含め、構成員17名中、17名の出席をいただいておりますので、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15号の規定に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりますので、本日も公開とさせていただきます。ご理解よろしく願いいたします。

まず初めに、事務局長の一般社団法人群馬県タクシー協会今井協会長より挨拶させていただきます。今井協会長よろしく願いいたします。

～ 今井協会長 ～

皆様、お忙しい中、第6回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。この協議会も当該地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進することを目的として改正特措法施行後、回を重ね今回で6回目となりました。本日もタクシーが地域公共交通としての機能を十分発揮できるよう皆様のお知恵をお願いし、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

～ 小島専務 ～

今井協会長ありがとうございました。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。

続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

<資料>

資料1 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について

資料2 タクシー事業の現状について

資料3 改正特措法施行後の取組み状況について

資料4 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

資料5-1 活性化事業に係る調査結果について

資料5-2 活性化事業に係る新たな目標値の設定について

<参考資料>

① 準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）

② 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について（公示）

③ 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法」にかかるフォローアップについて

④ 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法」にかかるフォローアップ調査の報告期限の変更について

⑤ 東毛交通圏の準特定地域の指定解除について

をご用意しております。ご確認ください。不足等ございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

～ 小島専務 ～

本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

次に、「改正特措法」が施行されて群馬運輸支局の行政の方々は当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは早速議事に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、大島会長にお願いいたします。

大島会長よろしくお願ひいたします。

2. 議事

～ 大島会長 ～

それでは、これより議事に入ります。

本日は、「改正特措法」施行後、準特定地域協議会として6回目の協議会でございます。

昨年6月及び書面にて7月に開催されました前回の協議会から17ヶ月程度が経過しておりますので、改正特措法施行後のタクシーの状況や適正化・活性化の取組み状況について、各委員の皆様方の活発なご意見をいただければと考えております。

限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それではまず、構成員の皆様が気になっているかと思いますが、東毛交通圏が準特定地域の指定が解除となったことについて、オブザーバーとして出席いただいております群馬運輸支局よりご報告していただきたいと思っております。

～ 堀越首席 ～

群馬運輸支局の堀越です。それでは、ご報告させていただきます。

参考資料⑤の『東毛交通圏の準特定地域の指定解除について』をご覧ください。

[参考資料⑤により説明]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。行政の説明に関してご意見やご質問のある方はよろしくお願いいたします。

[意見なし]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

それでは、議事次第にしたがって進行させていただきます。

議事(1)『中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』を事務局よりご説明をお願いいたします。

2. (1) 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について

～ 小島専務 ～

それではご説明させていただきます。

資料1の『中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』をご覧ください。

設置要綱の変更箇所について、説明をさせていただきます。

第4条第1項第3号構成員労働組合等にある全自交群馬地方連合会執行委員長について削除をしております。

この削除は、群馬地方連合会の解散によるものでございます。

設置要綱の改正の説明については以上です。

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

ただいま事務局より設置要綱の一部改正についてご説明がありましたが、設置要綱第4条第2項にもあるとおり労働組合等については任意で加入、脱退することができますので、参画を希望する労働組合等がいましたら事務局に申し出ていただければ加入することが出来ます。

ご意見はございますでしょうか。

<意見>

～ 群馬県個人タクシー協会 高山会長 ～

そうすると、労働組合としての委員はいなくなるということか。

～ 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 石塚副委員長 ～

設置要綱をみてもらえばわかるが、いなくはない。

～ 大島会長 ～

それでは設置要綱の一部改正の内容の議決をとりたいと思います。

議決方法について事務局よりご説明をお願いいたします。

～ 小島専務 ～

それではご説明申し上げます。

設置要綱の改正の議決については、設置要綱第5条第10項(2)の規定により議決をとることとなっております。

また、設置要綱第5条第10項(2)②及び③について、中・西毛交通圏の全社より既に合意は受けておりますことをご報告いたします。

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

それでは設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思います。

ご異議はございますでしょうか。

[異議なし]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。特段ご異議がなく合意されましたので、設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

次に、議事（２）『タクシー事業の現状について』を群馬運輸支局よりご説明をお願いいたします。

2.（２）タクシー事業の現状について

～ 堀越首席 ～

群馬運輸支局の堀越です。それでは、ご説明させていただきます。
資料２の『タクシー事業の現状について』をご覧ください。

[資料２により説明]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。行政の説明に関してご意見やご質問のある方はよろしく
お願いいたします。

<意見>

～ 群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長 ～

どこの業界も一緒ですが、人材不足が問題の様ですね。タクシー業界としてはどのような対策を取られていくのでしょうか。また、タクシーに限ってではないのですが、２種免許取得に係る補助を行っている事業者がいると聞きましたが群馬でもあるのでしょうか。

～ 一般社団法人群馬県タクシー協会 吉本西毛支部長 ～

高崎地区のお話になりますが、来年１月２１日にハローワークと一緒に就職説明会を行います。どの様にアピールをするかという、上毛新聞と高崎市の広報に説明会が行われる旨、掲載をさせていただきます。また、県警の免許課の方へお話を聞きに伺いまして、在留外国人の二種免許の取得についての説明を受けてきたばかりです。

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

次に、議事(3)の『適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について』事務局よりご説明をお願いいたします。

それでは事務局よろしくをお願いいたします。

2. (3) 適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について

～ 小島専務 ～

それではご説明させていただきます。

資料3の『改正特措法施行後の取組み状況について』をご覧ください。

[資料3により説明]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

説明に関してご意見やご質問のある方はよろしくをお願いいたします。

<意見>

～群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長～

社会問題になっているあおり運転やタクシー乗務員に対する暴力等の問題があると思います。先ほどの説明の中に女性ドライバーへの取組み状況があったかと思いますが、安全対策等は業界全体で取り組みをしているのでしょうか。

～ 大島会長 ～

個人的な見解では、前橋地区では比較的女性ドライバーが多いように思われますが、安全対策も含めて、どうでしょうか。

～ 一般社団法人群馬県タクシー協会 清水前橋地区会長 ～

前橋地区は女性ドライバーが県内で多い方ではないでしょうか。女性ドライバーの安全対策についてですが、深夜や早朝は危険が多い為、日勤での対応が多いかと思いません。ですが、中には男性と同じ様な勤務体系で乗務している女性もいらっしゃいます。二種免許の取得についてですが、会社で補助等をして取得している例が多いかと思われれます。

～ 大島会長 ～

消費者の立場と女性の立場から砂賀様は、タクシーの妊婦、子育て等の取組をどう思いますか。

～ 生活協同組合コープぐんま組合員 砂賀理事 ～

説明を受けまして、色々な取組をされている事が分かりました。ママサポートのお話の中で、子供の送迎があるかと思えます。送迎をしていただく際に、決まった乗務員が送迎をしたりしてコーディネートをして下さると、親も安心出来るのではないかと思います。

～ 大島会長 ～

この件について、事業者側ではどう対応されていますか。

～ 一般社団法人群馬県タクシー協会 清水前橋地区会長 ～

コーディネートのお話がありましたが、会社の方としましても、特定のドライバーがサポートをさせていただいている事例が多いです。

～ 大島会長 ～

取組状況の中で、観光とか、駅から観タクくん、DC等の説明がありましたが、JRとして他県等の状況も含めて説明していただけませんか。

～ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室 神宮副課長 ～

駅から観タクンについてですが、他県でも行っている状況であります。HPを覗いていただくと、掲載されております。若い世代の方はインターネットで検索をかけられる為、探しやすいですが、高齢の方の利用対策もしていかなければならないと思います。

～ 大島会長 ～

上信電鉄でも、沿線上に世界遺産やこんにやくパーク等の観光施設があり、その関係で色々取り組んでいると思われませんが、その状況をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

～ 上信電鉄株式会社 勝又総務課長 ～

当社でも電車を降りてからの二次交通が課題となっております。特に上野三碑については徒歩では行けませんのでタクシー事業者さんとも協力をして参りたいと思います。

～ 大島会長 ～

ただいま、上野三碑の話がありましたが、高崎市では長野県、榛名山等の観光スポットをピーアールしているようですが、その辺はどうでしょうか。

～ 高崎市市民部 小山地域交通課長 ～

高崎市にも観光スポットがございます。駅から離れてしまっている場所もありますので、公共交通機関を使っただけの様にPR出来ればと思います。

～ 大島会長 ～

前橋市では観光についてどういう状況でしょうか、駅前の整備状況も含めて説明していただければと思います。

～ 前橋市政策部 細谷交通政策課長 ～

駅から観タクンの件についてですが、高崎駅からの利用が多く、前橋駅からの利用が極端に少ないのはどうしてなのかと思います。実際タクシーを利用して赤城山方面に行く方もいらっしゃるのではないのでしょうか。前橋駅の整備に合わせまして、乗降場所も整備しました。ですが、乗降した方に対し、案内が少ない様感じておりますので、観光振興策として取組み調整をしている段階であります。

～ 大島会長 ～

他に意見がございますでしょうか。

取組状況の中に各地域のバスが廃止になった後、公共交通会議によるデマンド交通の説明がありましたが、その辺について群馬県としてどうお考えでしょうか。

～ 群馬県県土整備部交通政策課 矢野主幹 ～

各市町村で公共交通会議を行っていただいております。甘楽町の例で言いますと群馬県内では成功している事例になります。また、デマンド交通に関しては県内で10市町村ほど行っている事例があります。

～ 大島会長 ～

公共交通会議を行っていない市町村についてはどうなっているのでしょうか。

～ 群馬県県土整備部交通政策課 矢野主幹 ～

公共交通会議の設置状況については、私共では把握しておりません。市町村によっては独自に無償で走らせている箇所もございます。

～ 群馬運輸支局 服部支局長 ～

公共交通会議についてですが、設置しなければならないという訳ではありません。設置する必要性がない自治体については、設置していないという事になります。

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

次に、議事（４）の『準特定地域協議会地域計画の一部改正について』事務局よりご説明をお願いいたします。

2.（４）準特定地域協議会地域計画の一部改正について

～ 小島専務 ～

資料４の『中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について』をご覧ください。

[資料４により説明]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方はよろしくをお願いいたします。

[意見なし]

～ 大島会長 ～

それでは準特定地域計画の一部改正の内容の議決をとりたいと思います。

議決方法について事務局よりご説明をお願いいたします。

～ 小島専務 ～

それではご説明申し上げます。

準特定地域計画の改正の議決については、設置要綱第５条第１０項（３）の規定により議決をとることとなっております。

また、設置要綱第５条第１０項（３）②について、中・西毛交通圏の全社より既に合意は受けておりますことをご報告いたします。

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

それでは準特定地域計画の一部改正について議決をとりたいと思います。

ご異議はございますでしょうか。

[異議なし]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。特段ご異議がなく合意されましたので、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

次は、議事（５）『活性化事業に係る調査結果の報告及び新たな目標値の設定について』資料５－１の説明の前に、参考資料の『「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて』をオブザーバーとしてご出席頂いています群馬運輸支局よりご説明をお願いいたします。

2.（５）活性化事業に係る調査結果の報告及び新たな目標値の設定について

～ 堀越首席 ～

参考資料③の『「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて』をご覧ください。

[参考資料③により説明]

次に参考資料④の『「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について』をご覧ください。

[参考資料④により説明]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

ではまず、事務局より資料５－１の『活性化事業に係る調査結果について』の説明をお願いいたします。

～ 小島専務 ～

それではご説明させていただきます。

資料５－１の『活性化事業に係る調査結果について』をご覧ください。

[資料５－１により説明]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方はよろしく願います。

[意見なし]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

次に、『活性化事業に係る新たな目標値設定について』事務局よりご説明をお願いいたします。

～ 小島専務 ～

それではご説明させていただきます。

資料5-2の『活性化事業に係る新たな目標値の設定について』をご覧ください。

[資料5-2により説明]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方はよろしく願います。

[意見なし]

～ 大島会長 ～

それでは活性化事業に係る新たな目標値設定について議決をとりたいと思います。

議決方法について事務局よりご説明をお願いいたします。

～ 小島専務 ～

それではご説明申し上げます。

活性化事業に係る新たな目標値設定の議決については、設置要綱第5条第10項(4)の規定により議決をとることとなっております。

また、設置要綱第5条第10項(4)②について、中・西毛交通圏の全社より既に合意は受けておりますことをご報告いたします。

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。

それでは活性化事業に係る新たな目標値の設定について議決をとりたいと思います。
ご異議はございますでしょうか。

[異議なし]

～ 大島会長 ～

ありがとうございました。特段ご異議がなく合意されましたので、活性化事業に係る新たな目標値の設定につきましては原案のとおり定め、12月21日の期日までに国土交通大臣へ報告いたします。

～ 大島会長 ～

それでは、これをもって本日予定の議事は終了いたしました。その他として何か議事としてありましたらお願いいたします。

無いようであれば、事務局からは何かございますか。

～ 小島専務 ～

次回の協議会については、また改めましてご連絡差し上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

～ 大島会長 ～

活発なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

5. 閉会

～ 小島専務 ～

大島会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、改正法施行後の第6回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会を閉会いたします。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席をいただき、また熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後ともよろしくをお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。